

商工会員外の
事業者も申請可能

与謝野町 物価高騰等対応 緊急経営継続支援金のご案内

緊迫化する中東情勢等を背景とした原材料・エネルギー価格の高騰に直面する町内事業者の「事業継続」を支援。「地域で頑張る事業者への確かな支援」を速やかに実行に移し、長期化するコスト負担による経営へのダメージを緩和します。



- ・迅速な支給のため「売上減少の証明」は不要。
- ・比較書類や領収書の提出を省略した簡易な申請手続。

支給対象者



- ☒ 町内に拠点がある中小企業・個人事業主・各種法人
※法人は本店登記、個人事業主は住民登録が条件。ただし商工会員を除く。
- ☒ 事業継続の意思があること。
※申請日時点で町内で事業を行い、今後も継続する意思があること。
- ☒ **対象外**：国・公共団体・政治・宗教団体、反社会的勢力、未許可営業者、指定管理者、農業者等
※農業者に関しては別途与謝野町で支援策が予定されているため農林環境課（43-9023）へお問い合わせください。

※支給対象者が分からない場合は、商工会へお問合せ下さい。

支給額の決定方法（予算按分方式）



1事業者あたり

最大20,000円

※適正な申請を行った事業者で均等に分配する仕組み

〈申請件数に応じた支給額の調整〉

1,500万円を申請件数で除した金額
(100円未満切り捨て) が全員に一律で支給されます。

(支給額の計算例)

申請件数が800件の場合、18,700円が支給。

申請に関するお問い合わせ

与謝野町商工会

629-2312 与謝野町字四辻150

☎ 0772-43-1020 FAX 0772-42-0737

✉ yosano-sci@kyoto-fsci.or.jp



申請手続の流れ

■ 申請受付期間

令和 8 年 8 月 1 0 日 (月)

～ 令和 8 年 9 月 3 0 日 (水)

※期間終了後に全ての書類を審査し、一括して支給額を確定。

■ 必要書類

- ① 支給申請書兼請求書
※商工会員については以下の書類は提出不要です。
- ② 事業を継続していることがわかる書類 (非会員のみ)
- ③ 振込先口座の確認できるもの (非会員のみ)

■ 申請方法

- ① 商工会窓口にて提出
- ② **商工会員のみ** 郵送・FAX・メールにて申請可能

■ 申請先

与謝野町商工会 本所 (与謝野町字四辻150)

■ 口座振込予定日

10月30日 (金) 予定

※支給額決定通知の発送はございません。

申請口座にて支給額及びご入金をご確認ください。